

○釜石市教育研究所組織運営規則

昭和53年7月27日
教育委員会規則第6号

注 平成17年2月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この規則は、釜石市教育研究所設置条例(昭和53年釜石市条例第28号)第3条の規定に基づき、釜石市教育研究所(以下「研究所」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 研究所の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 教育に関する専門的、技術的事項の調査研究に関すること。
- (2) 教育に関する資料の収集整備及び提供に関すること。
- (3) 教育相談に関すること。
- (4) その他教育研究に関すること。

(所長)

第3条 研究所に所長を置く。

- 2 所長は、教育長をもって充てる。
- 3 所長は、研究所の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

(副所長)

第4条 研究所に副所長を置く。

- 2 副所長は、学校教育課長をもって充てる。
- 3 副所長は、所長を補佐し、所長に事故あるときはその職務を代理する。

(所員)

第5条 研究所に所員を置く。

- 2 所員は、教育委員会が委嘱する。
- 3 所員は、研究所の事務に従事する。

(運営委員会)

第6条 研究所に運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、教職員のうちから教育委員会が委嘱する9人以内の運営委員(以下「委員」という。)をもって構成する。
- 3 委員会は、次の各号に掲げる事項について所長の諮問に応ずるものとする。
 - (1) 研究所の運営方針
 - (2) 研究所の事業計画
 - (3) その他研究所に関し必要な事項
- 4 委員の委嘱期間は1年とする。
- 5 委員会に、委員の互選により委員長及び副委員長を置く。
- 6 委員会は、必要に応じ所長が招集する。

(研究員)

第7条 研究所に、45人以内の研究員を置く。

- 2 研究員は、教職員のうちから所長が委嘱する。
- 3 研究員の委嘱期間は1年とする。
- 4 研究員は、委嘱された事項の調査研究にあたる。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、研究所の運営に関し必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和53年7月1日から適用する。
- 2 昭和53年度の委員及び研究員の委嘱期限は、第6条第4項及び第7条第3項の規定にかかわらず、昭和54年3月31日までとする。

附 則(昭和56年4月1日教委規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和61年4月1日教委規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年2月25日教委規則第2号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年4月26日教委規則第8号)

この規則は、平成17年4月6日から施行する。

附 則(平成25年3月28日教委規則第5号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。